

給付の引下げをする際の配慮措置 のあり方について

給付の引下げをする際の配慮措置について

H18改正の給付引下げに対する配慮措置

既裁定者について、10%給付カットした後の退職年金の額が、最低保障額よりも少ない場合には、最低保障額を退職年金の額として支給。

(最低保障額)

- ・ 都道府県：144万円（160万円）
- ・ 市：54万円（60万円）
- ・ 町村：36万円（40万円）

※（ ）内は、平成15年4月1日前に給付事由が生じた退職年金の場合

(例)市議の場合

- ・ 退職年金額：56万円→50.4万円（平成18年改正における既裁定者10%カット）
- ・ 制度上の最低保障額：54万円
- ・ 実際の支給額：54万円

(参考)

◆地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)

附 則(平成十八年法律第六十三号)

(施行日前に給付事由が生じた退職年金の額に関する特例)

第八条 施行日前に給付事由が生じた退職年金については、附則第四条の規定により読み替えて適用される新法第百六十一条又は附則第五条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正前地共済法第百六十一条の規定により算定した退職年金の額が、平均的な退職年金の額の状況、退職年金の額の分布状況その他の状況を勘案して政令で定める額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該政令で定める額に相当する金額を退職年金の額とする。

◆地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)

附 則(平成十八年政令第三百七十五号)

(政令で定める退職年金の最低保障額)

第六条 平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる退職年金及び同表の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

(表略)

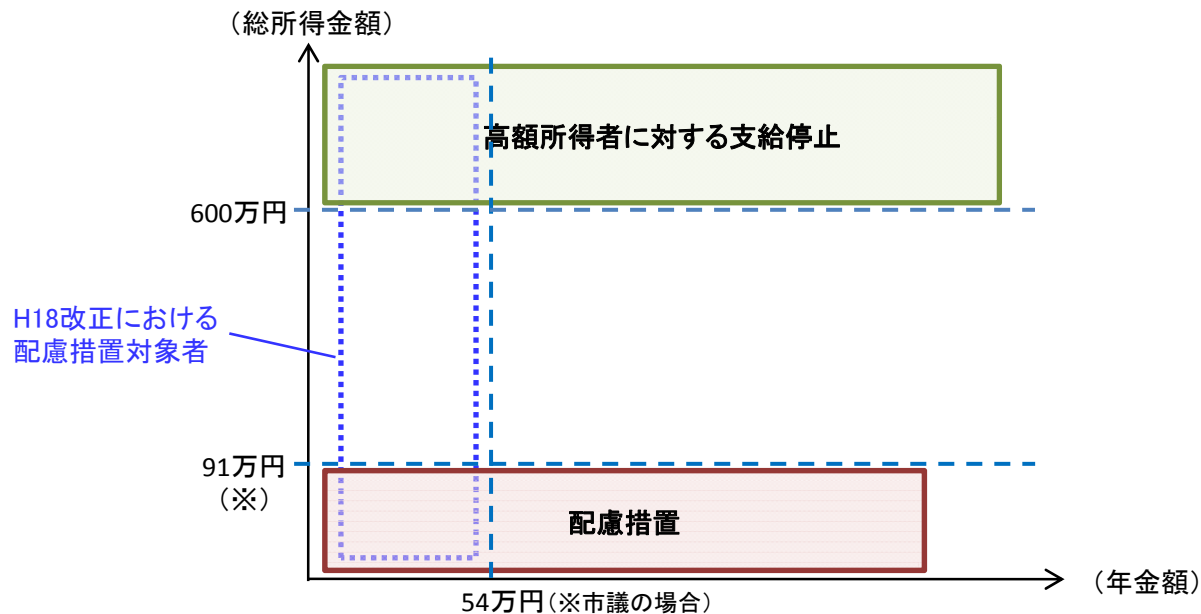
給付の引下げをする際の配慮措置について

今回の給付引下げに対する配慮措置(案)

○ 今回は、高額所得者については配慮措置の対象から除くという観点から、議員年金の額を基準とする配慮措置ではなく、所得を基準とする配慮措置としてはどうか。

その場合、高額所得者に対する支給停止措置を、所得を基準として行うのであれば、当該所得調査を活用することができないか。

たとえば、地方税法に基づく「個人住民税の非課税者」に対して、給付の引下げを行わないこととしてはどうか。



※夫婦2人の世帯の場合の市町村民税非課税者の基準額(単身世帯の場合は35万円)

【参考】地方税法第295条(市町村民税非課税者の範囲)

- ア 生活保護法による生活扶助を受けている者
- イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の者
- ウ 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者
 - ・控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合
35万円×(本人、控除対象配偶者、扶養親族の人数) + 21万円 以下
 - ・控除対象配偶者及び扶養親族がない場合
35万円 以下